

# 改正税理士法の説明テキスト

東京地方税理士会 制度部

税理士制度の見直しについて 令和4年4月1日

# 目次

(1)	税理士制度の沿革	3
(2)	税理士法に関する改正要望	4～5
(3)	税理士制度の見直しについて	6～8
(4)	1 税理士の業務におけるICT化推進の明確化	9～11
(5)	2 事務所設置規定の見直し	12～15
(6)	3 税務代理における利便の向上	16～19
(7)	4 税理士会等における会議招集通知・委任状の電子化	20～21
(8)	5 税理士名簿等を作成可能な電子記録媒体の明確化	22～23
(9)	6 税理士試験の受験資格の見直し	24～27
(10)	7 税理士法人の業務範囲の拡充	28～29
(11)	8 税理士法人社員の法定脱退事由の整備	30～32
(12)	9 税理士調査に係る調査・協力要請規定の整備	33～34
(13)	10元税理士に対する「懲戒処分相当であつたことの決定」の創設	35～37
(14)	11税理士法懲戒処分等の除斥期間の創設(10年)	38～39
(15)	12税理士による申告書添付書面に関する様式の整備	40～43
(16)	13税理士試験受験願書に添付する写真の撮影条件の撤廃等	44～45
(17)	税理士業務とテレワーク(在宅勤務) 日本税理士会連合会 業務対策部	46～49
(18)	参考文献	50

# 税理士制度の沿革

- ・ 1873年（明治6年）地租改正 営業税導入（地方税）
- ・ 1889年（明治22年）明治憲法公布
- ・ 1894年（明治27年）日清戦争
- ・ 1896年（明治29年）営業税（国税移管）
- ・ 1894年（明治37年）日露戦争 **税務代理業の出現**
- ・ 1912年（明治45年）**大阪税務代弁者取締規則（警察署に申請）**
- ・ 1936年（昭和11年）**京都税務代弁者取締規則（警察署に申請）**
- ・ 1941年（昭和16年）太平洋戦争開戦
- ・ 1942年（昭和17年）**税務代理士法公布**
- ・ 1945年（昭和20年）太平洋戦争終戦
- ・ 1946年（昭和21年）日本国憲法公布
- ・ 1947年（昭和22年）申告納税制度導入
- ・ 1949年（昭和24年）第1次シャウプ勧告
- ・ 1950年（昭和25年）第2次シャウプ勧告
- ・ 1951年（昭和26年）**税理士法公布（議員立法）**
- ・ 1956年（昭和31年）**31年改正(第1次)**
- ・ 1961年（昭和36年）**36年改正(第2次)**
- ・ 1980年（昭和55年）**55年改正(第3次)**
- ・ 1985年（昭和60年）プラザ合意：バブル期
- ・ 1989年（平成元年）消費税導入
- ・ 2001年（平成13年）**13年改正(第4次)**
- ・ 2014年（平成26年）**26年改正(第5次)**
- ・ 2022年（令和4年）**4年改正(第6次)**

# 税理士法に関する

# 改正要望

## 税理士の使命(税理士法第1条)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士制度は、その淵源である税務代理士法の制定(昭和17年)から80年の歴史と伝統を持ち、我が国の財政及び経済社会にとって重要な役割を担っています。

現在、約8万人の税理士を擁し、国民の間に定着した、なくてはならない重要な制度です。

今般の税理士法改正は、経済社会の構造変化に対応して税理士の業務を進化させ、税理士法第1条に規定する税理士の使命を全うし、将来にわたって国民からより一層信頼される税理士制度を確立するために必要不可欠なものです。

## 税理士法改正要望のポイント

- ⇒ デジタル・ICTを前提とした税理士制度への変革
- ⇒ 多様な人材の確保と受験者数の減少への対応
- ⇒ 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備

私たちは、令和4年通常国会での税理士法改正の実現を目指しています。



日本税理士会連合会  
日本税理士政治連盟

# 税理士法に関する改正要望書

(令和3年6月23日)

経済・社会の更なるICT化が進展する中、ウィズコロナ・アフターコロナの社会・経済状況を見据え、ICTを前提とした税理士制度への変革が求められている。また、税理士には税理士業務のみならず、公益性の高い業務を担うことも求められている。これら税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応すべく、多様な人材の確保を図るとともに、税理士の資質の一層の向上など国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、次のとおり税理士法の改正を要望する。

## I ICT化とウィズコロナ時代への対応

### 1 税理士の業務のICT化推進の明確化

経済のデジタル化、グローバル化の進展等の環境変化に伴う税理士制度の継続的発展を期するため、電子申告・納税、電子帳簿、マイナポータルの利活用など税理士の業務のICT化の推進を通じて、納税義務者の利便性向上に努めることを明確化すべきである。

### 2 税務代理における利便の向上

現状、税務代理は「税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること」とされているところ、その範囲に「税務官公署から納税者に対する通知等の受領を代理すること」が含まれることを明確化すべきである。

### 3 税理士会等の通知等の電子化

税理士会総会等招集通知などについては、書面により行うこととされているところ、電子的に行うことができるよう改正すべきである。

### 4 電子記録媒体の見直し

税理士法における電子記録媒体が「磁気ディスク」とされているところ、光ディスクその他の媒体が含まれるよう「電磁的記録」に改正すべきである。

### 5 事務所規定の見直し

税理士業務のICT化や多様化する働き方に対応するため、物理的な設備の状況等のみを判定基準とする税理士事務所の定義を見直すべきである。

## II 多様な人材の確保

### 6 受験資格要件の見直し

多様な人材の確保と受験者数の減少に対処するため、会計学に属する科目に限り受験資格要件を不要とするなど、要件を緩和すべきである。

## III 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備

### 7 税理士法人の業務範囲拡充

税理士法人の業務範囲について、税理士が法令等に基づき専門的知見を活用して個人として行っている租税教育への講師派遣や成年後見業務などの社会貢献に資する業務等を含めることができるよう改正すべきである。

### 8 社員税理士の法定脱退事由の整備

現行解釈を明らかにするため、税理士法人における社員税理士の法定脱退事由として、業務停止処分を明記すべきである。

### 9 税理士法違反行為の時効制度の創設

税理士法違反行為について、税理士懲戒処分等は信用に関わる重大な問題であり、税理士による反論手段を確保するため、税理士法違反行為後10年の税理士懲戒処分が除斥される規定を創設すべきである。

## IV その他

### 10 法33条の2に規定する書面の名称変更及び資産税用の様式制定

書面添付制度の更なる普及促進に資するため、法33条の2に規定する書面の名称について、書面の趣旨を端的に表すものに変更すべきである。また、相続税及び贈与税などに適した複数の様式を制定すべきである。

#### 参考 会則等で措置する項目

- ◎ 会則遵守義務の徹底  
所属税理士及び社員税理士の会則遵守義務の履行を徹底できるよう、開業税理士及び税理士法人への指導等、会則等において必要な措置を講じる。
- ◎ 周旋業者の利用に関する指針の整備  
日税連・税理士会において納税者の誤導又は誤認のおそれがある誇大広告や比較広告等を禁じている趣旨に鑑み、税理士の品位又は信用を保持するため、税理士の周旋業者の利用に関する指針を設ける。
- ◎ 税理士職業賠償責任保険制度のあり方の検討  
税理士業務の高度化・複雑化に伴うリスクの多様化に鑑み、税理士制度の社会的信頼性の更なる向上を図るため、納税者保護と事務所防衛の観点から、全員加入を含む保険制度設計を踏まえた税理士職業賠償責任保険制度のあり方を検討する。

# 税理士制度の見直しについて

令和4年4月1日



---

このレジュメで使用している「税理士制度の見直しについて」は、令和4年8月22日に日本税理士会連合会より使用許可を得て掲載しております。

## 税 理 士 制 度 の 見 直 し

ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士制度の見直しを行う。

改正項目	主な改正条項	施行日
<b>○ ICT化とウィズコロナ時代への対応</b> 1 税理士の業務におけるICT化推進の明確化 2 事務所設置規定の見直し(物理的な事務所判定基準の撤廃) 3 税務代理における利便の向上 4 税理士会等における会議招集通知・委任状の電子化 5 税理士名簿等を作成可能な電子記録媒体の明確化	法2の3 法49の2② 通達 通達 規(様式8号)・通達 令7④ 法19③、41③、48の10③	令和4年4月1日 令和5年4月1日 令和5年4月1日 令和4年4月1日 令和6年4月1日 令和4年4月1日 令和4年4月1日
<b>○ 多様な人材の確保</b> 6 税理士試験の受験資格の見直し (会計学科目の受験資格の要件の撤廃、税法科目の受験資格(学識)に係る履修科目要件の緩和)	法5	令和5年4月1日
<b>○ 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備</b> 7 税理士法人の業務範囲の拡充(成年後見業務、租税に関する教育・普及業務) 8 税理士法人社員の法定脱退事由の整備 (業務停止処分等により法人から脱退することの明確化) <b>【懲戒逃れをすする税理士への対応】</b> 9 税理士調査に係る調査・協力要請規定の整備 10 元税理士に対する「懲戒処分相当であったことの決定」の創設 11 税理士法懲戒処分等の除斥期間の創設(10年)	規21 法48の17 法55、法56 法48、審議会令2④、告示 法47の3	令和4年4月1日 令和4年4月1日 令和5年4月1日 令和5年4月1日 令和5年4月1日
<b>○ その他</b> 12 税理士による申告書添付書面に関する様式の整備 13 税理士試験受験願書に添付する写真の撮影条件の撤廃等	規(様式9・10号)・通達 規(様式2号)	令和6年4月1日 令和4年4月1日

## 【補足説明】（税理士制度の見直し）

今回の税理士法改正は、今年3月22日に税理士法の改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」として成立いたしました。税理士制度の淵源である税務代理士法の制定から80年という節目の年に税理士法改正が実現したことになります。

「ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士制度の見直しを行う」と記載されております。

これを、大きく分けると改正項目は4つに分けられます。まず1つ目が、ICT※<sup>1</sup>化とウィズコロナ時代への対応、2つ目が多様な人材の確保、3つ目が、税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備、そして、その他になります。

主な改正内容は、ICT化とウィズコロナ時代への対応の中では、法2条の3の税理士業務におけるICT化推進の明確化、事務所設置の見直し（物理的な事務所判定基準の撤廃）があり、多様な人材の確保では、税理士試験の受験資格の見直しがあり、また、税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備では、税理士法人の業務範囲の拡充が行われ、成年後見業務、租税に関する教育・普及業務が加わりました。

さらに、元税理士に対する「懲戒処分相当であったことの決定」の創設や税理士法懲戒処分等の除斥期間の創設（10年）なども重要です。

※1：ICT（Information and Communication Technology）情報通信技術

# 1 税理士の業務におけるICT化推進の明確化

## 【見直し内容】

- ① 税理士・税理士法人は、税理士業務・付随業務における電磁的方法の積極的利用等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定を新設する[R4.4.1施行]。
- ② 日本税理士会連合会及び各税理士会の会則には、税理士業務・付随業務において電磁的方法により行う事務に関する規定を記載しなければならないこととする。これらの記載に係る会則の変更には、財務大臣の認可を必要とする[R5.4.1施行]。

## 【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

### 税理士の業務のICT化の推進を通じた納税義務者の利便性向上

- ・納税義務者(依頼者)対応のデジタル化の推進  
⇒ 資料授受の非書面化、税務相談等の非対面化による業務の迅速化・効率化
- ・行政対応のデジタル化の推進  
⇒ 電子申告・納税の推進など行政手続、調査対応等のペーパーレス化による迅速化・効率化
- ・業務環境のデジタル化の推進  
⇒ ウェブ・クラウド・イントラネット等を活用したテレワークなどの働き方の多様化への対応



- 税理士の業務のICT化の推進を通じた納税義務者の利便性向上を図るため、日本税理士会連合会会則3条及び標準会則3条に「法第2条の業務において電磁的方法により行う事務に関し必要な施策を行うこと」といった規定を追加。
- 上記規定による施策として、電磁的方法による税理士の業務を推進する旨の規定を新設した上で、ICT関係に弱い会員をフォローする仕組み(具体的な取組は、今後、日本税理士会連合会において検討した上で、決定される予定)の導入の検討。

## 【補足説明】 (税理士の業務におけるICT化推進の明確化) 法2条の3 法49条の2②8 法49条の14①

税理士の業務におけるICT化推進の明確化ですが、この背景としては、経済社会のICT化が進展する中で、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況が変化しており、税理士は、この動きに的確に対応していくことが求められているからです。

法2条の3は、「税理士は、第2条の業務を行うに当たっては、その税理士業務（1項）と付随業務（2項）における電磁的方法の積極的な利用等を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする」旨の規定が新設されました。 [R4.4.1施行]

その税理士業務のICT化の具体例です。

- ・納税義務者（依頼者）対応のデジタル化の推進  
⇒資料受領の非書面化、税務相談等の非対面化による業務の迅速化・効率化
- ・行政対応のデジタル化の推進  
⇒電子申告・納税の推進など行政手続、調査対応等のペーパーレス化による迅速化・効率化
- ・業務環境のデジタル化の推進  
⇒ウェブ・クラウド・イントラネット等を活用したテレワークなどの働き方の多様化への対応

この税理士法2条の3が新設されることで、税理士業務及び付随業務に電子的な手続によるものが含まれることが明確になりました。

**税理士法（税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等） 新設 [R4.4.1 施行]**

**第2条の3 税理士は、第2条の業務を行うに当たっては、同条第1項各号に掲げる事務及び同条第2項の事務における電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第49条の2第2項第8号において同じ。）の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする。**

**税理士法（税理士の業務）**

**第2条 税理士は、他人の求めに応じ、税務代理、税務書類の作成、税務相談を行うことを業とする。（一部省略）**

**② 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りではない。**

また、②日本税理士会連合会及び各税理士会の会則には、税理士業務・付随業務において電磁的方法により行う事務に関する規定を記載しなければならないこととする。とありますがこれは、法49条の2 第2項第八号で 第2条の業務において電磁的方法により行う事務に関する規定のことです。これらの税理士会の会則の変更には、財務大臣の許可を必要とされています。 [R5.4.1施行]

「国税庁の税務行政のデジタルトランスフォーメーション-税務行政の将来像2.0-」では、納税者が税務署に行かずに済むようにしています。税務調査の効率化を高める観点から、大規模法人を対象にWeb会議システムなどを利用したリモート税務調査を実施しています。（令和2年7月～）このように、中小企業の税務調査・意見聴取にもWeb会議システム等が実施されることになるのは時間の問題です。

さらに、デジタル庁を中心に、国家資格等情報連携・活用システムの構築など国家資格のデジタル化が検討されており、これが実現すれば、登録手続きをはじめ会務関連の手続きも大きく変わることになります。

以上のように、今日の技術の革新は日進月歩であり、私たちの想像を超えるスピードでICT化が進み、コロナ禍の状況で対面を避けることを前提に、業務のICT化のスピードも早まっています。ただし、問題となるのは、納税義務者・税理士の誰でもがデジタル化に対応できるわけではないということです。

納税者の中には電子化を理解しつつも、それに対応できない者がいることも想像できます。また、税理士においても同様です。下記に記載の第49条の2の絶対的記載事項に記載されたことから、日税連ではその施策として、ICT関係に弱い会員をフォローする仕組みの導入を検討する予定です。

#### 税理士法（税理士会の会則）

##### 第49条の2

税理士は、税理士会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について財務大臣の許可を受けなければならない。

②税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 名称及び事務所の所在地
- 二～七 省略

八 第2条の業務において電磁的方法により行う事務に関する規定（新設） [R5.4.1 施行]

③税理士会の会則の変更（政令で定める重要な事項に係るものに限る。）は、財務大臣の許可を受けなければ、その効果を生じない。

#### 税理士法（日本税理士会連合会の会則）

第49条の14 日本税理士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 第49条の2第2項第1号、第3号から第5号まで、第8号及び第11号から第13号までに掲げる事項 [R5.4.1 施行]

六 第49条の2第2項第10号に規定する税理士業務の実施の基準に関する規定

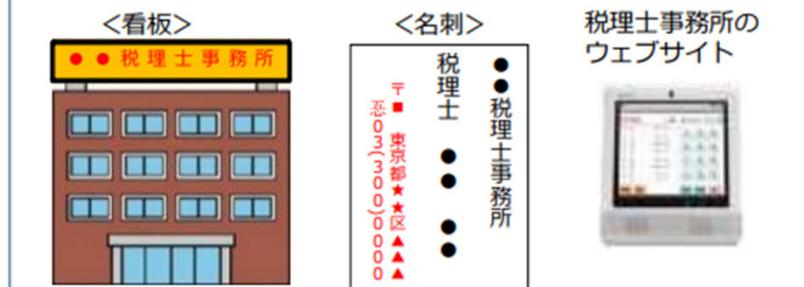
## 2 事務所設置規定の見直し

### 【見直し内容】

- ① 税理士の業務のICT化や働き方の多様化に対応する観点から、業務の執行場所に関する規制を緩和するため、複数設置が禁止されている「事務所」の該当性判定基準に、応接設備や使用人の有無といった物理的事実を用いないこととする[R5.4.1施行]。
- ② 併せて、税理士から離れた場所における使用人等の業務の適切性確保を図るための運用上の措置を講ずる[R5.4.1施行]。

### 【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

#### 【外部表示の例】



#### 【税理士事務所の使用人等の監督義務の適正な履行例】



#### 【改正後の税理士事務所の業務のイメージ図】



## 【補足説明】（事務所設置規定の見直し） 通達40-1

事務所設置規定の見直しですが、その内容を見てみますと、税理士の業務のICT化や働き方の多様化に対応する観点から、業務の執行場所に関する規制を緩和するため、複数設置が禁止されている「事務所」の該当性判断基準に、応接設備や使用人の有無といった物理的事実を用いないこととする[R5.4.1施行] こととされました。これは、通達40-1の改正であり、税理士法40条第1項の事務所設置義務や同第3項の2ヶ所事務所禁止規定の変更ではありません。法40条は変わらずにまだ残っています。

つまり、改正前は、通達40-1で「事務所」とは継続的に税理士業務を執行する場所をいい、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかは、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実により判定するとしていました。それを、「税理士業務を行うための事務所」とは税理士業務の本拠とし、事務所であるかどうかの判断に当たっては、「設備の状況」「使用人の有無」といった物理的事実を用いないこととされました。この税理士事務所の本拠とは、委嘱者等に示す連絡先など外部に対する表示に係る客観的事実によって判定するものとされました。（改正後の通達40-1参照）

この通達改正により、今まで2ヶ所事務所に該当するからNGだったサテライトオフィスも税理士事務所等の外部に対する表示がなければ、認められることとされました。このことは、登録事務所以外のサテライトオフィスなどに看板等物理的な表示がなければ、実態はどうであれ税理士法40条第3項の2ヶ所事務所と判定されない可能性があります。

### 改正後

税理士法基本通達（事務所）新設〔R5.4.1 施行〕  
40-1 法第40条第1項に規定する「税理士業務を行うための事務所」とは、税理士業務の本拠をいい、税理士業務の本拠であるかどうかは、委嘱者等に示す連絡先など外部に対する表示に係る客観的事実によって判定するものとする。  
この場合において、「外部に対する表示」には、看板等物理的な表示やウェブサイトへの連絡先の掲載のほか、契約書等への連絡先の記載などが含まれることに留意する。

### 税理士法（事務所の設置）

- 第40条 税理士及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。
- ② 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。
  - ③ 税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。
  - ④ 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

### 改正前

税理士法基本通達（事務所）  
40-1 法第40条に規定する「事務所」とは、継続的に税理士業務を執行する場所をいい、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかは、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によって判定するものとする。

この2ヶ所事務所禁止規定の趣旨は、①税理士の業務活動の本拠を1カ所に限定することが法律関係を明確にする上で便宜であること、②個人の監督能力を超えて業務範囲を拡大することを事務所の数の面から規制し、これにより税理士以外の者が税理士業務を営むことを防止することにあります。

しかし、ICT技術を用いることによって遠隔であっても使用人等に対する監督責任を果たすことが可能であることを念頭に置けば②の要請が小さくなることを踏まえ、税理士法基本通達41の2-1を新設し、「税理士の使用人その他の従業者(以下「使用人等」という。)に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはない」旨の明示するとともに、ICT技術を用いて使用人等の適切な監督を行う手法の例示を定めています。

税理士には、使用人監督義務(税理士法第41条の2) 守秘義務(税理士法第38条)があり、遠隔で監督する場合には、同一のスペースで監督する以上に気を付けねばならない点があることも認識しておかなければなりません。その場合、全体として一つの事務所と評価できる状況にしておく必要があります(機能的単一性)。※2

現在、日税連では、離れた場所における使用人等の業務の適切性確保を図るための運用上の措置について、令和5年4月にスムーズに運用開始できるように日税連指針等を策定する準備をすすめています。

※2 令和4年税理士法改正徹底解説 p34~p35を参照 日本税理士会連合会 [監修]

税理士法基本通達(二ヶ所事務所の禁止) 新設 [R5.4.1 施行]

40-2 法40条第3項の「税理士事務所を二以上設けて」いる場合とは、例えば、自宅以外の場所に税理士事務所を設け、40-1の「外部に対する表示」をしている状態で、自宅においても40-1の「外部に対する表示」をして税理士業務を行っている場合などをいう。したがって、自宅等の税理士事務所以外の場所で税理士業務を行っていても、その場所に40-1の「外部に対する表示」に係る客観的事実がなく、法40条第1項に規定する「税理士業務を行うための事務所」と判定される状態でない場合には、税理士事務所を二以上設けている場合には該当しない。

税理士法基本通達(使用人等に対する監督義務) 新設 [R5.4.1 施行]

41の2-1 税理士の使用人その他の従業者(以下「使用人等」という。)に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはない。したがって、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断することに留意する。なお、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法としては、例えば、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法がある。

- (1) 使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法
- (2) 使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法

## (期待される効果等) ※3

事務所要件はこの対外表示のみで判定を行うこととなります。すなわち、使用人等が在宅勤務を行っても2ヶ所事務所と判断されることもなく、事務所（本拠）とは別の場所（通勤に便利な駅近くなど）にスペース（作業場）を設けて使用人を出勤させる勤務形態も2ヶ所事務所と判定されることはなくなります。業務執行方法や就業形態の多様化に対応した改正項目といえます。

しかし、遠隔で使用人等を管理監督するに際しては、委嘱者の期待を裏切らないためにも、使用人等監督義務と守秘義務を順守する必要があり、そのために日々の業務報告を徹底するなど必要十分な措置を行う必要があります。

※3 令和4年 税理士法改正徹底解説 p35～p36参照 日本税理士会連合会 [監修]

(税理士である公認会計士の公認会計士事務所)

税理士法基本通達40-3

税理士である公認会計士が、税理士事務所のほかに公認会計士としての事務所を有する場合、その事務所が、外部に対する表示に係る客観的事実によって、**税理士事務所**であると認められるときは、法40条第3項の規定に抵触するものとして取り扱うこととする。



(税理士である公認会計士の公認会計士事務所)

税理士法基本通達40-2

税理士である公認会計士が、税理士事務所の外に公認会計士としての事務所をもつ場合、その事務所が、外部に対する表示、広報その他の客観的事実によって、継続的に税理士業務を行い、又は行うための事務所であると認められるときは、法40条第3項の規定に抵触するものとして取り扱うこととする。

(1人1事務所に限定する趣旨) ※4

税理士事務所を1人1事務所に限定する趣旨は、①法律関係を明確にする上で便宜であることと、②個人の監督能力を超えて業務の範囲を拡大することを事務所の面から規制することにある。これにより、税理士以外の者が税理士業務を営むことを防止することにもつながる。

他方、税理士法人の社員税理士及び所属税理士については、税理士法人の事務所又は税理士事務所に所属して、税理士法人又は勤務先である開業税理士の業務を執行することから、事務所設置の義務は負わないだけでなく、これらの者が別途個人の税理士事務所を設けることは、2以上の事務所を設置することに当たり、自ら税理士業務を行うための事務所を設けることは禁止されている。

※4 税理士法逐条解説7訂版 日本税理士会連合会 p166参照

税理士法（使用人等に対する監督義務）

第41条の2

税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

税理士法（秘密を守る義務）

法38条

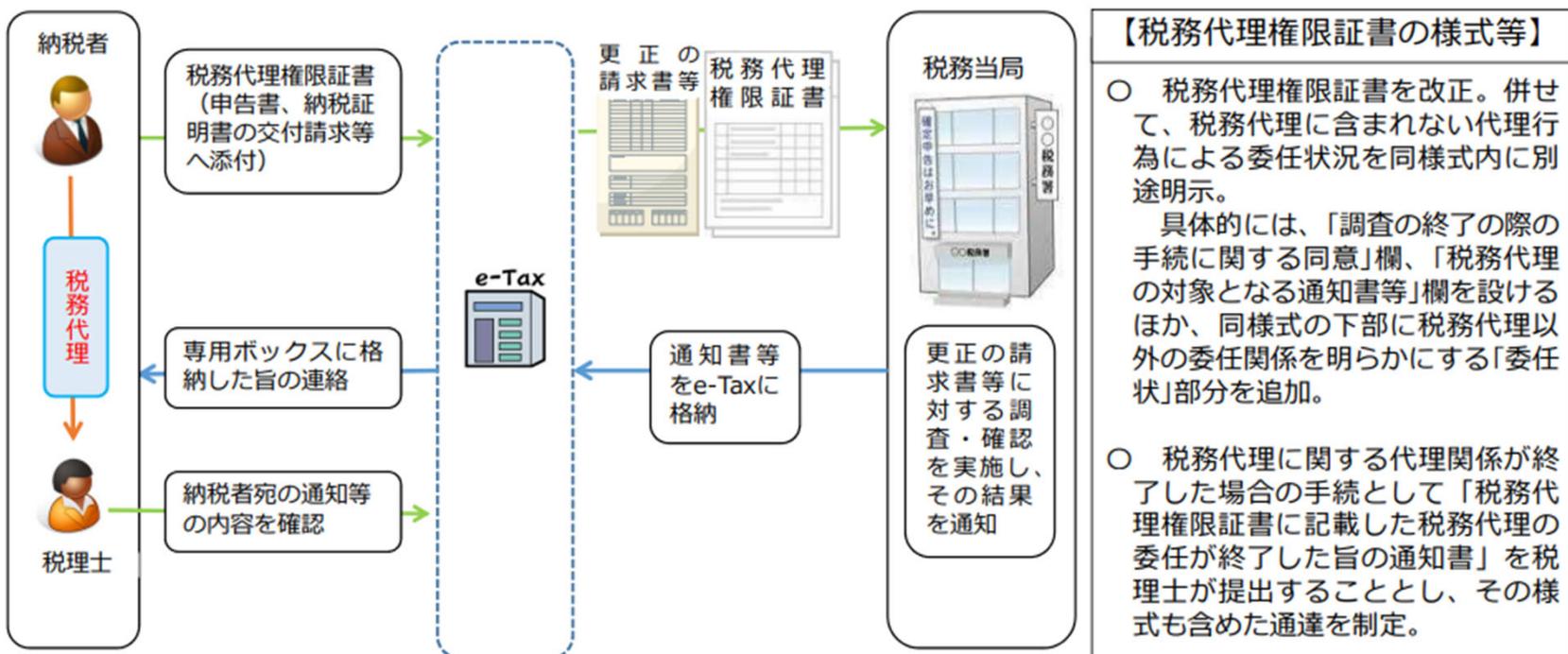
税理士は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなつた後においても、また同様とする。

### 3 税務代理における利便の向上

#### 【見直し内容】

- ① 税務官公署に対してする主張若しくは陳述の前提となるような、更正通知書や賦課決定通知書等の書類の代理受領行為は、税務代理に含まれることを通達で明確化する[R4.4.1施行]。
- ② 税務代理に含まれない代理行為についても、その代理関係を税務代理権限証書の中で明示できるよう、税務代理権限証書の様式を見直す。税務代理に関する代理関係が終了した場合の手続についても通達で明確化する[R6.4.1施行]。

#### 【税理士法等改正の効果等（イメージ）】



○ 税理士が代理受領できる電子通知（令和6年4月1日以降版：令和4年4月1日現在）

【税務代理分】

No	対象とする通知等	根拠条文	(参考) 書面通知の場合
1	更正の請求に伴う通知	通法23④	局署・事務系統の実情により代理受領の運用を行っている場合がある。
2	更正の請求に係る更正通知	通法28①	局署・事務系統の実情により代理受領の運用を行っている場合がある。
3	期限後申告書の提出若しくは修正申告書の提出又は更正の請求に係る更正があった場合に課する加算税に係る賦課決定通知	通法32③④	局署・事務系統の実情により代理受領の運用を行っている場合がある。
4	予定納税額の通知	所法106、109	代理受領の運用を行っていない。
5	予定納税額の減額申請に係る承認又は却下の通知	所法113③	代理受領の運用を行っていない。
6	適格請求書発行事業者の登録通知	消法57の2⑦	局署・事務系統の実情により代理受領の運用を行っている場合がある。

※ 上記以外の通知書の電子化については税制改正が必要となることに留意。

【税務代理以外分】

No	対象とする通知書等	根拠条文	(参考) 書面通知の場合
1	請求した納税証明	通法123	代理受領の運用を行っている

- ・ 上記表の「対象とする通知等」欄に記載した通知書等以外にも、一部の局署・事務系統で代理受領の運用を行っているものがある。
- ・ 税務行政の事務の効率化の観点から、K S Kに登録されている住所等を「あて先」として系統的に印字する仕様となっている書面通知が多くある。その印字されたあて先以外に送付するためには、
  - ① 一定の事務量を要する
  - ② 誤送付リスクが高まる
 ものと考えており、納税者あての通知書を税理士に送付することについて、庁としてこれまで統一的な運用を行っていない。
- ・ 一方で、税務行政のDX・税理士業務のICT化の推進の観点から、電子通知の代理受領の範囲拡大について引き続き検討を行う。
- ・ なお、今後も、局署・事務系統の実情により行っている書面通知の代理受領の運用は引き続き行うこととなっている。

# ○ 税務代理権限証書と税務代理の委任が終了した旨の通知書

		<b>税務代理権限証書</b>		※整理番号
令和 年 月 日 税務士 又は 税理士法人	氏名又は名称 事務所名称 及び所在地 電話( ) -	事務所名称 及び所在地 電話( ) -	税理士会 支部 登録番号等 第 号	税理士会 支部 登録番号等 第 号
上記の 税務士 税理士法人 を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。				
1 過年度の税務代理	下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等（以下「過年度」といいます。）についても税務代理を委任します（過年度の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます）。【委任する場合は□にレ印を記載してください。】			
調査の通知・終了の際の手続きに関する同意	上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年度の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じ。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への下表の通知又は説明等は、私（当法人）に代えて当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】			
代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め	上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、当該代理人をその代表する代理人として定めます。【代表する代理人として定める場合は□にレ印を記載してください。】			
依頼者	氏名又は名称	住所又は事務所の所在地	電話( ) -	
<b>1 税務代理の対象に関する事項</b>				
税目 （該当する税目にレ印を記載してください。） 所得税（復興特別所得税を含む） ※申告に係るもの	<input type="checkbox"/>	年分等 平成・令和 年分	<input type="checkbox"/>	
法人 復興特別法人税・ 地方法人税を含む	<input type="checkbox"/>	自平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
消費税及び 地方消費税（譲渡税）	<input type="checkbox"/>	自平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
所得税（復興特別所得税を含む） ※源泉徴収に係るもの	<input type="checkbox"/>	自平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日 （法定納期限到来分）	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<b>2 税務代理の対象となる書類の受領に関する事項</b>				
3 その他の事項				

**委任状**

令和 年 月 日  
 上記の \_\_\_\_\_ を代理人と定め、 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ について、委任します。

依頼者： \_\_\_\_\_ （住所又は事務所の所在地は、上記税務代理権限証書に記載のとおり）

※事務処理欄	部門	業種	他部門等回付	（ ）部門
--------	----	----	--------	-------

		<b>税務代理権限証書に記載した税務代理の 委任が終了した旨の通知書</b>		※整理番号
令和 年 月 日 税務士 又は 税理士法人	氏名又は名称 事務所名称 及び所在地 電話( ) -	事務所名称 及び所在地 電話( ) -	税理士会 支部 登録番号等 第 号	税理士会 支部 登録番号等 第 号
平成・令和 年 月 日（e-Tax 受付番号： _____）に提出した「税務代理権限証書」に記載した税務代理については、令和 年 月 日に委任が終了した旨を通知します。				
過年度の税務代理	上記の「税務代理権限証書」に記載した各税目に関する年分に加えて、当該「税務代理権限証書」の「過年度に関する税務代理」欄の□にレ印がある場合における当該過年度の存続日に係る税務代理についても、委任が終了した旨を通知します。【通知する場合は□にレ印を記載してください。】			
依頼者であったもの	氏名又は名称	住所又は事務所の所在地	電話( ) -	
<b>参考（任意）</b>				
上記の「税務代理権限証書」に記載した事項				
過年度に関する税務代理	有	無	<input type="checkbox"/>	
調査の通知・終了の際の手続きに関する同意	有	無	<input type="checkbox"/>	
調査の通知 調査終了時点において更正決定等をするべきと認められない場合における、その旨の通知	有	無	<input type="checkbox"/>	
調査の結果、更正決定等をするべきと認められる場合における、調査結果の内容の説明等（当該説明に併せて修正申告等の勧奨が行われる場合における必要な説明・書面の交付を含む。）	有	無	<input type="checkbox"/>	
代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め	有	無	<input type="checkbox"/>	
<b>1 税務代理の対象に関する事項</b>				
税目 （該当する税目にレ印を記載してください。） 所得税（復興特別所得税を含む） ※申告に係るもの	<input type="checkbox"/>	年分等 平成・令和 年分	<input type="checkbox"/>	
法人 復興特別法人税・ 地方法人税を含む	<input type="checkbox"/>	自平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
消費税及び 地方消費税（譲渡税）	<input type="checkbox"/>	自平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
所得税（復興特別所得税を含む） ※源泉徴収に係るもの	<input type="checkbox"/>	自平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日 （法定納期限到来分）	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<b>2 税務代理の対象となる書類の受領に関する事項</b>				
3 その他の事項				

**委任状に記載した委任が終了した旨の通知書**

令和 年 月 日  
 令和 年 月 日（e-Tax 受付番号： \_\_\_\_\_）に提出した「委任状」に記載した委任については、令和 年 月 日に終了した旨を通知します。

氏名又は名称： \_\_\_\_\_  
 （住所又は事務所の所在地は、上記「税務代理権限証書」に記載した税務代理の委任が終了した旨の通知書に記載のとおり）

**参考（任意）**  
 上記の「委任状」に記載した事項

委任事項	
------	--

※事務処理欄	部門	業種	他部門等回付	（ ）部門
--------	----	----	--------	-------

## 【補足説明】（税務代理における利便の向上）

税理士は、法2条で、税務代理を業として行うことができます。その税務代理をするにあたって、更正通知書や賦課決定通知書等の代理受領行為が税務代理の範囲に含まれるか不明確でした。そのため、税務官公署から納税者に対して送付された書類を税理士が納税者に代理して受領する場合には、税務代理権限証書とは別に委任状を作成して税務官公署に提出するということが行われていました。

今回の改正で、こうした状況に対応し、納税者や税理士の利便性の向上、事務の簡素化の観点から税務代理の範囲の明確化、および税務代理権限証書の見直しが行われました。その見直し内容は、①税務官公署に対して主張若しくは陳述の前提となるような更正通知書や賦課決定通知書等の書類の代理受領行為については、税務代理に含まれることが通達で明確化されました。

次に、②税務代理に含まれない代理行為についても、その代理関係を税務代理権限証書の中で明示できるよう税務代理権限証書の様式を見直すこととされました。具体的には、18ページをご覧ください。左側の税務代理権限証書には「調査の終了の際の手續に関する同意」欄「税務代理の対象となる通知書等」欄を設けるほか、税務代理以外の委任関係を明らかにする「委任状」部分の追加があります。また、右側は、税務代理権限証書に記載した税務代理の委任が終了した旨の通知書があります。 [R6.4.1施行]

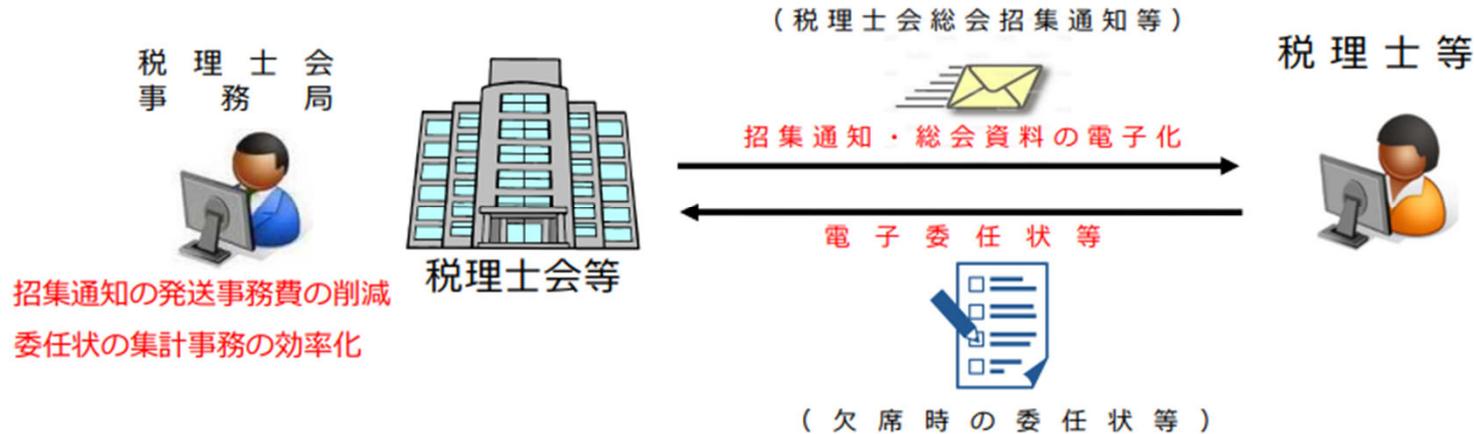
## 4 税理士会等における会議招集通知・委任状の電子化

### 【見直し内容】

- ① 日本税理士会連合会における総会及び税理士会における設立総会・総会の招集通知について、通知方法が書面に限定されているところ、その制限を撤廃する[R4.4.1施行]。
- ② ①の会合における欠席者の議決権行使(意見委任)について、(書面のほか)電磁的記録をもって行うことができることとする[R4.4.1施行]。

### 【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

- 日本税理士会連合会・税理士会・税理士会支部の定期総会等における「招集通知」について、それぞれの組織における運用状況により、書面によらず電子的に行うことが可能。
- また、定期総会等を欠席する者による議決権の行使に当たっては、電磁的記録による「委任状」の提出も可能。



※ 上記により、新しい生活様式に沿った定期総会等の運営が可能となるほか、各組織の事務局職員における招集通知の発送事務費の削減効果のほか、委任状の集計事務の効率化効果

## 【補足説明】 (税理士会等における会議招集通知・委任状の電子化) 令7②④ 令8

見直しの内容は、①日本税理士会連合会における総会及び税理士会における設立総会・総会の通知について、通知方法が書面に限定されておりましたが、その制限が撤廃され書面によらず電磁的記録により通知することが可能になりました。

次に、②ですが、日本税理士会連合会の総会及び税理士会における設立総会・総会における欠席者の議決権について書面のほか、こちらも電磁的記録により出席者に委任してその議決権を行使することが可能になりました。[R4.4.1]  
具体的には、日本税理士会連合会・税理士会・税理士会支部の定期総会における「招集通知」について、それぞれの組織における運用状況により、書面によらず電子的に行うことが可能となりました。

また、定期総会等を欠席する者による議決権の行使に当たっては、電磁的記録による「委任状」の提出も可能となりました。これにより、新しい生活様式に沿った定期総会等の運営が可能となるほか、各組織の事務局職員における招集通知の発送事務費の削減のほか、委任状の集計事務の効率化効果がでてきます。

### 税理士法施行令（税理士会の設立）

#### 第7条 省略

- ② 設立委員が設立総会を招集しようとするときは、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を、会日より2週間前までに、会員となるべき税理士に書面又は電磁的記録（電子的方法、磁気方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られている記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により通知するとともに、国税庁長官に報告しなければならない。
- ③ 省略 [R4.4.1 施行]
- ④ 会員となるべき税理士で設立総会に出席することができないものは、あらかじめ会議の目的となる事項について賛否の意見を明らかにした書面又は電磁的記録をもつて出席者に委任して、その議決権を行使することができる。 [R4.4.1 施行]
- ⑤ 前項の規定により議決権を行使する者は、設立総会に出席したものとみなす。
- ⑥ 省略

### 税理士法施行令（総会の招集）

- 第8条 税理士会は、総会を招集しようとするときは、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を、会日より2週間前までに、当該税理士会の会則で定めるところにより、会員（会員である税理士に限る。次条において同じ。）に書面又は電磁的記録により通知しなければならない。 [R4.4.1 施行]

## 5 税理士名簿等を作成可能な電子記録媒体の明確化

### 【見直し内容】

- 日税連が作成する税理士名簿・税理士法人名簿、税理士(通知弁護士含む)・税理士法人が作成する税理士業務に関する帳簿、税理士法人が作成する会計帳簿は、(書面のほか)磁気ディスクにより記録することとされているところ、媒体を問わず電磁的記録をもって作成できることとする[R4.4.1施行]。

### 【税理士法等改正の効果等 (イメージ)】

#### 【現状 (限定)】

HDD・FDD  
(磁気ディスク)



これに加えて

#### 【電磁的記録媒体の例】

SSD  
(フラッシュメモリ)



USBメモリ  
(フラッシュメモリ)



DVD・CD  
(光ディスク)



※ 法令上「磁気ディスク (これに準ずる方法による一定の事実を確実に記録しておくことができるもの)」と記載されているものを「電磁的記録」に置き換えるなどの措置。

## 【補足説明】（税理士名簿等を作成可能な電子記録媒体の明確化） 法19③ 法41③ 法48の10③

経済社会のICT化の進展を踏まえ、日本税理士会連合会が作成する税理士名簿・税理士法人名簿、税理士（通知弁護士含む）・税理士法人が作成する税理士業務に関する帳簿、税理士法人が作成する会計帳簿は、（書面のほか）磁気ディスクにより記録することとされているところ、媒体を問わず磁気ディスクとしてのHDD・FDDに加えて電磁的記録（クラウドサービス、SSD、USBメモリ、DVD・CD）をもって作成することができることとされました。

### 税理士法（税理士名簿）

第19条③ 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、第1項の税理士名簿を電磁的記録をもって作成することができる。

### 税理士法（帳簿作成の義務）

第41条③ 税理士は、財務省令で定めるところにより、第1項の帳簿を電磁的記録をもって作成することができる。

### 税理士法（成立の届出等）

第48条の10③ 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、前項の名簿を電磁的記録をもって作成することができる。

### 税理士法 第19条③、第41条③、第48条の10③について下記の①②

- ①改正前 磁気ディスク⇒ 改正後 電磁的記録
- ②改正前 調製する ⇒ 改正後 作成する

### 民事訴訟法3条の7第3項カッコ書き

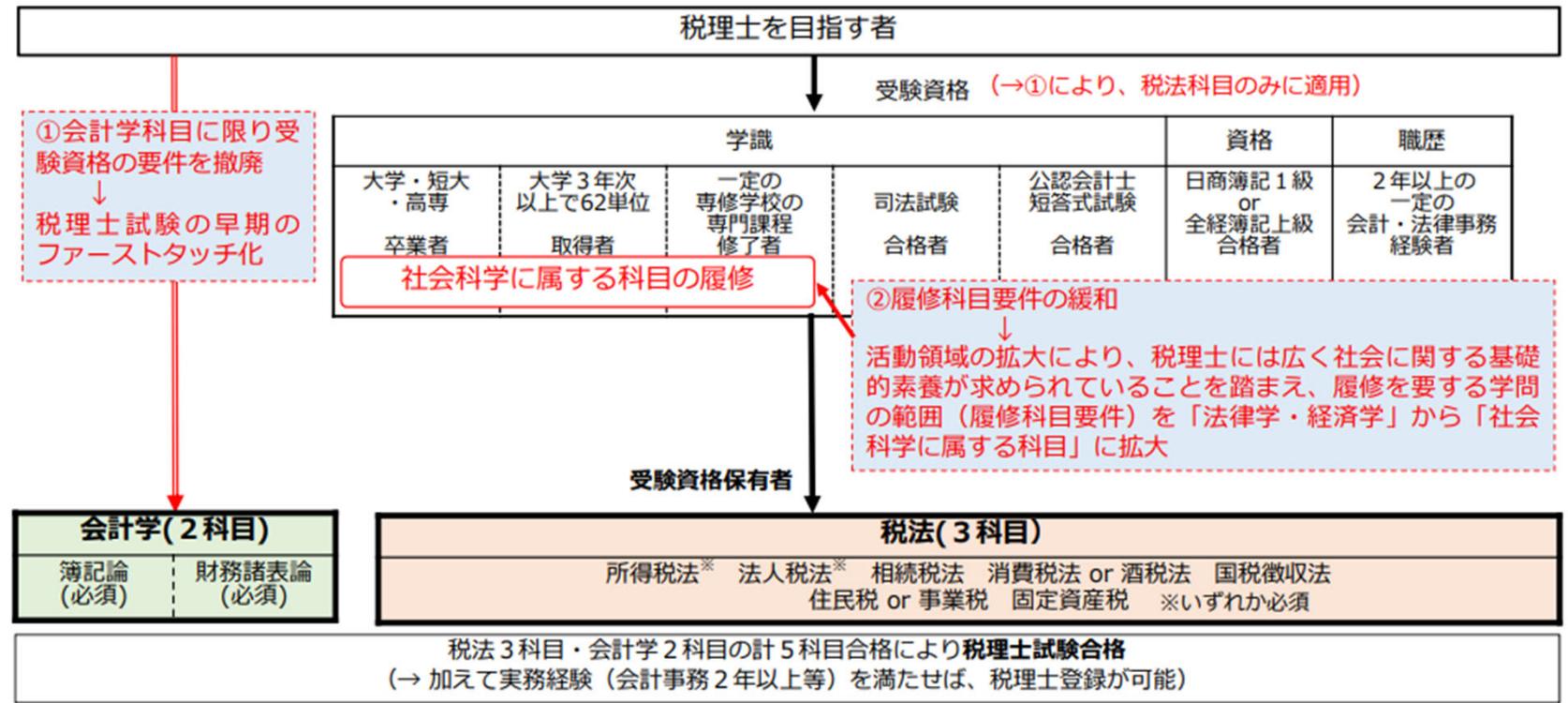
「電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」と定義されています。

# 6 税理士試験の受験資格の見直し

## 【見直し内容】

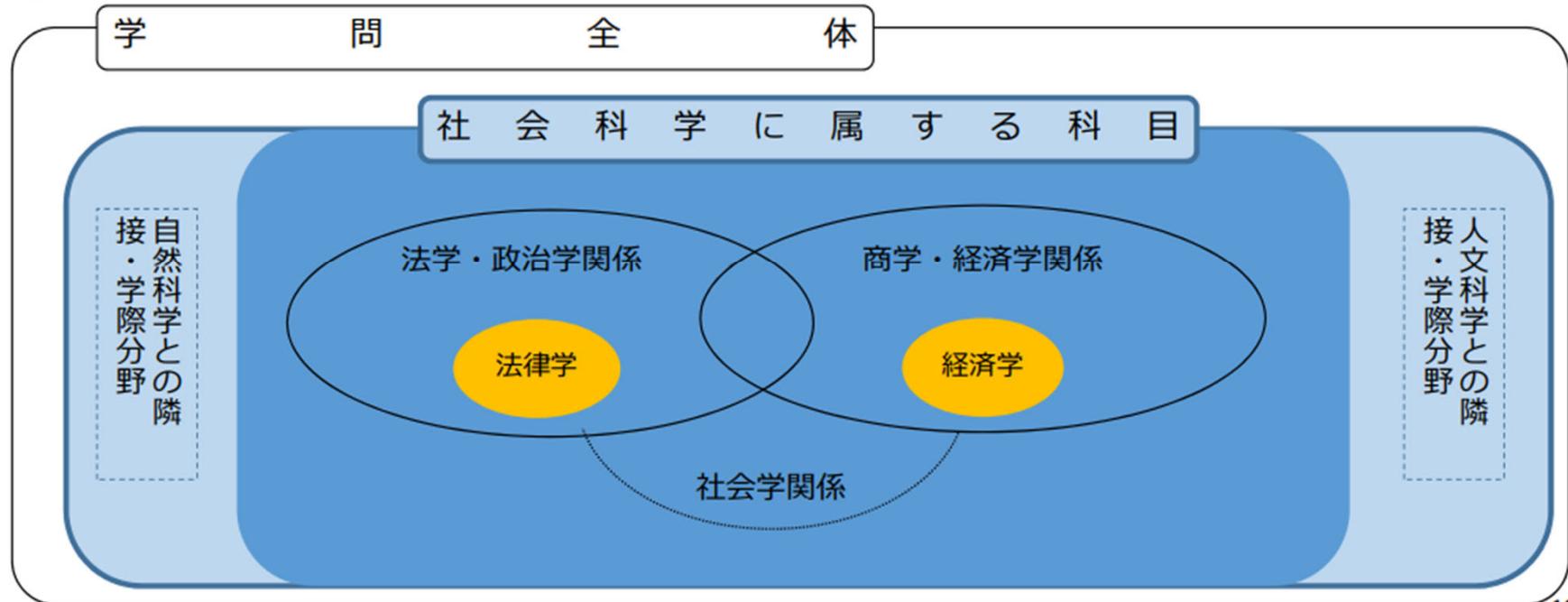
- ① 会計学科目（簿記論・財務諸表論）について、受験資格の要件を撤廃[R5.4.1施行]。
- ② 税法科目の受験資格において、学識による受験資格を満たそうとする場合に履修を要する学問の範囲（履修科目要件）について、現行の「法律学又は経済学」を緩和し、「社会科学に属する科目」とする[R5.4.1施行]。

## 【税理士法等改正の効果等（イメージ）】



## ○ 履修科目要件の緩和（社会科学に属する科目）について

- 税理士の業務の範囲は、税務・会計業務や租税解釈等のみならず、顧問先企業の良きパートナーとして会社のマネジメント支援や租税教育などに広がっており、税理士には広く社会に関する（法律学・経済学に限定されない）基礎的素養が求められるようになってきている（税理士の業務の多様化）。
  - また、受験資格要件の学識における「法律学」と「経済学」は昭和26年の税理士法施行当時から変更されていないが、大学教育のカリキュラム編成の制約緩和や複数の学問分野にまたがる学際的研究の発展に応じて、授業科目の内容や名称の多様化が進んでいる（学校教育における学問科目の多様化）※。
  - こうした点を踏まえ、受験資格要件を大学卒業等により満たそうとする場合において、履修を要する科目の範囲（履修科目要件）を「法律学・経済学」から「社会科学に属する科目」に拡大する。これにより、特に法学部・経済学部以外の学生は、一般教養科目を履修することで受験資格要件を満たしやすくなり、受験者数の増加・多様化が期待できる。
- ※ 学問を画一的に分類することは一般的に困難だが、例えば、文部科学省「学校基本調査」に付属している大学（学部）学科系統分類表においては、「法律学」は中分類「法学・政治学関係」の、「経済学」は中分類「商学・経済学関係」の小分類の一つにそれぞれカテゴライズされており、これらを含む大分類は「社会科学」とされている。



## 【補足説明】（税理士試験の受験資格の見直し） 法5条

従来であれば、大学の1年次、2年次や大学3年次以上であっても「法律学・経済学」を一科目も履修していない学生は、その学識により税理士試験の受験を満たすことができませんでした。

また、経済社会の多様化に伴い税理士の活動領域が拡大していることを考えれば、税理士に求められる基礎的な素養は、法律学・経済学のみならず、社会全般を研究する社会科学の分野に広げることが適当であると考えられます。特に若年層の受験者については、税法科目より会計学科目を受験する傾向があり、このような状況を踏まえ、多様な人材の確保と受験者数の減少に対処するため受験資格要件が緩和されました。

具体的には、①会計学科目の簿記論と財務諸表論の2科目については、受験資格を不要とすることになりました。

[R5.4.1施行] これにより、税理士試験の早期の受験が可能となると思われます。

②税法科目の受験資格において、学識による受験資格を満たそうとする場合に履修を要する学問の範囲について、現行の「法律学・経済学」を緩和し、「社会科学に属する科目」とすることになりました。[R5.4.1施行] これらの改正は第73回の税理士試験から適用されます。

### 税理士法（受験資格）

#### 第5条

税理士試験（次条第1号に定める科目の試験に限る）は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 次に掲げる事務又は従事した期間が通算して2年以上になる者
- 二 学校教育法の規定による大学若しくは高等専門学校を卒業した者でこれらの学校において社会科学に属する科目を修めたもの又は同法91条第2項の規定により同法による大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で財務省令で定める学校において社会科学に属する科目を修めたもの

## 試験制度の見直しについての東地会 制度部の考え<sup>※5</sup>

今回の改正は、大学生で簿記論・財務諸表論に合格したとしても、62単位以上履修し、3年以上に達していない限り、税法科目の受験資格はないこととなります。したがって、税理士試験の税法科目の受験資格に、現在の受験資格要件に加えて、会計科目の合格者をもって、税法科目の受験資格とすべきと考えます。

ICTやAIの進展に伴う会計ソフト等の充実により、記帳代行等のルーティンワークからより税務調査対応、訴訟代理、経営コンサルティングといった高い専門性の業務へと税理士業務は多様化・複雑化していくことが予想されます。このような状況下で、従来の暗記力・計算力を問う試験問題は重要度が低下しており、実務応用能力を十分に反映しているとはいえ、職業専門家としての資質を問う試験としては、必ずしも適当でないといえます。

今後のICTやAIに対応する業務をするため、また、多様な人材を確保する観点から、5年ぐらいの合格を可能とする内容で、租税法や憲法、民法等を試験科目に追加採用するなどとし、さらに、公認会計士試験の受験資格のように受験資格要件は不要にすることも考えられます。

合格まで5年以内ぐらいに変えることができれば、受験者の減少は抑えられるかもしれません。そのためには、試験制度全体を抜本的に見直す必要があり、その場合、短答式及び論文一括合格制度を採用することも検討されるべきであると考えます。

※5 あるべき税理士制度の構築に向けて 東京地方税理士会 制度部 p12～p16

税理士試験は税理士となるのに必要な学識とその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として行われる。<sup>※6</sup>

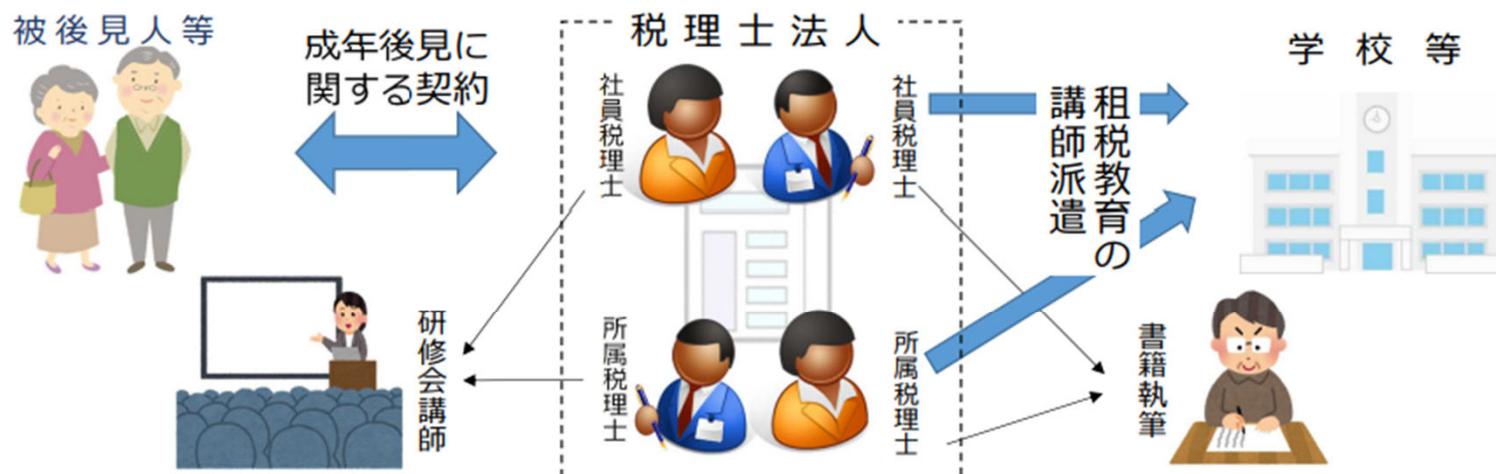
※6 税理士法逐条解説7訂版 日本税理士会連合会 p48

## 7 税理士法人の業務範囲の拡充

### 【見直し内容】

- 税理士法人が行うことができる業務として、以下の業務を追加する[R4.4.1施行]。
  - ・ 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務
  - ・ 後見人等の地位に就き、他人の法律行為について代理を行う業務等

### 【税理士法等改正の効果等（イメージ）】



- 「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務」には租税教育のほか、租税に関するもので、規則第21条第1号に規定する「財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務」に関する知識の講演会の開催、出版物の刊行に関するものが含まれる。

## 【補足説明】（税理士法人の業務範囲の拡充） 規21

税理士法人は、自然人にのみ認められていた税理士業務を組織的に行うことを目的として設立された法人です。その業務は、税理士業務・その付随業務、その他これに準ずる業務として一定の業務に限定されております。他方で、税理士個人としては、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されているものを除き、その専門的知見を活用し成年後見業務や租税教育その他知識の普及等の活動を行うことができます。

そのため、税理士法人の社員が成年後見業務や租税教育その他知識の普及等の業務を行うためには、税理士個人として活動する必要性がありました。このような状況を踏まえ、税理士法人の社員がこうした業務に関わりやすくする観点から、今回の改正の見直し内容として、税理士法人が行うことができる業務として、租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務と後見人等の地位に就き、他人の法律行為について代理を行う業務等が加わりました。

### 税理士法施行規則（税理士法人の業務の範囲）

第21条 法第48条の5に規定する財務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 二 財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務（他の法律においてその事務を業として行うことが制限されているものを除く）を業として行う業務
- 二 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務
- 三 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務

### （租税教育の場合の租税と独占業務とされる税理士業務の租税）※7

平成26年改正において、法第49条の2第2項第10号に会則上の絶対的記載事項として「租税教育に関する規定」が創設されたが、第2条かっこ書きの「第49条の2第2項第10号を除き」とは、租税教育の場合の租税と独占業務とされる税理士業務の租税とは区別されること、すなわち、租税教育ではすべての租税が対象であることを明確化するための措置である。※7 新版 実践税理士法 中央経済社 p65～p66 今回の改正で、法49条の2第2項第10号から第49条の2第2項第11号に変更されました。

## 8 税理士法人社員の法定脱退事由の整備

### 【見直し内容】

- 税理士法人の社員の法定脱退事由として、以下の理由を追加する[R4.4.1施行]。
  - ・ 法第43条の規定に該当したこと（他士業における懲戒処分により当該他士業の業務を停止された場合、報酬のある公職に就いた場合）
  - ・ 法第45条・法第46条の規定による税理士業務の停止処分を受けたこと

### 【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

- 税理士法人の社員税理士は、税理士法人の経営に参画し、当該法人の業務について無限責任を負うこととされていることを踏まえ、法第48条の4第2項に規定する社員となることができない事由①と同様の理由による場合を追加。

社員税理士の資格	法第48条の4	第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税理士法人の社員は、税理士でなければならない。</li> </ul>
		第2項	<p>次に掲げる者は、社員となることができない。</p> <p>① 税理士法の懲戒処分により「税理士業務の停止」の処分を受けた場合等において、当該業務の停止の期間を経過しない者</p> <p>② 税理士法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日以内に当該税理士法人の社員であつた者でその処分の日から三年を経過しないもの</p>
法定脱退	法第48条の17		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税理士の登録の抹消</li> <li>・ 定款に定める理由の発生（例えば、定年など）</li> <li>・ <u>他士業における懲戒処分による税理士業務の停止や報酬ある公職への就任</u></li> <li>・ <u>懲戒処分による税理士業務の停止</u></li> <li>・ 総社員の同意</li> <li>・ 除名（他の社員の過半数による決議+裁判所による判決）</li> </ul>

追加

## 【補足説明】 (税理士法人社員の法定脱退事由の整備) 法第48条の17

税理士法人の社員が税理士業務の停止処分を受けた場合などには、税理士法人の社員の資格を有しないこととなり、その社員は税理士法人から脱退すべきものと解されています。

他方で、法令上は、税理士法人の社員の法定脱退事由として税理士法人の社員が税理士業務の停止処分を受けたことについての明文化がされていませんでした。

今回の改正では、法定脱退事由に次の2つの事由が追加されました。

### ・ 第43条 (業務の停止)

税理士は、懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士等の他の士業における懲戒処分により他士業の業務を停止された場合、報酬のある公職に就いた場合

### ・ 第45条 (脱税相談等をした場合の懲戒) 又は第46条 (一般の懲戒) の規定による税理士業務の停止を受けた場合

[R4.4.1施行]

#### 税理士法 (法定脱退)

第48条の17 税理士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

- 一 税理士の登録の抹消
- 二 定款に定める理由の発生
- 三 総社員の同意

四 第43条の規定に該当することとなつたこと。 [R4.4.1 施行]

五 第45条又は第46条の規定による税理士業務の停止の処分を受けたこと。

六 除名 [R4.4.1 施行]

#### 税理士法 (業務の停止)

第43条 税理士は、懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された場合又は不動産鑑定士の鑑定評価等業務を禁止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行つてはならない。税理士が報酬のある公職に就き、その職にある間においても、また同様とする。

#### 税理士法 (脱税相談等をした場合の懲戒)

第45条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実にして税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に反する違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

② 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

#### 税理士法 (懲戒の種類)

法44条 税理士に対する懲戒処分は、次の3種とする。

- 一 戒告
- 二 2年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

#### 税理士法 (一般の懲戒)

第46条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

#### 税理士法（社員の資格）

第48条の4 税理士法人の社員は、税理士でなければならない。

② 次に掲げる者は、社員となることができない。

- 一 第43条の規定に該当することとなつた場合又は第45条若しくは第46条の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合において、当該業務の停止の期間を経過しない者
- 二 第48条の20第1項の規定により税理士法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前30日以内にその社員であつた者でその処分の日から3年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

#### 税理士法（法定脱退）

第48条の17 税理士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

- 一 税理士の登録の抹消
- 二 定款に定める理由の発生
- 三 総社員の同意

四 第43条の規定に該当することとなつたこと。 [R4.4.1 施行]

五 第45条又は第46条の規定による税理士業務の停止の処分を受けたこと。 [R4.4.1 施行]

六 除名

#### 税理士法（信用失墜行為の禁止）※8

##### 第37条

税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

納税義務者の信頼に応えることが使命に謳われている税理士制度において、個々の税理士は、常に税理士の信用の保持と品位の向上を図り、もって納税義務者に信頼される健全な税理士制度の発展に努めなければならないことはいうまでもない。

この趣旨を明らかにするため、法37条は、「税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない」ことを定め、およそ税理士の信用又は品位を害することになる一切の行為を禁止している。ここにいう、「税理士の信用又は品位」の税理士とは、個々の税理士をいうのではなく、いわゆる税理士一般を指している。

税理士一般の信用又は品位を害する行為としては、例えば、①税理士としての業務懈怠、②調査妨害、③税理士本人の脱税、④税理士会の会費の滞納、及び⑤その他、詐欺・横領等刑法違反が考えられる。なお、この法37条の規定は、税理士法人にも準用されている（法48条の16）。

※8 税理士法逐条解説7訂版 日本税理士会連合会 p159

#### 税理士法（非税理士に対する名義貸しの禁止）

##### 第37条の2

税理士は、第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。（平26法第10号追加）

#### 税理士法（会則を守る義務）

##### 第39条

税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。（昭55法第26号全改）

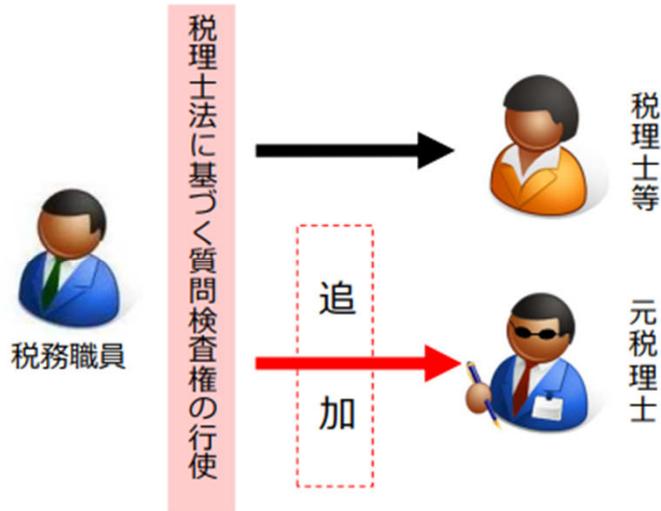
## 9 税理士調査に係る調査・協力要請規定の整備

### 【見直し内容】

- 国税庁長官は、懲戒処分を受けるべきであったことについての決定のため必要があるときは、税理士であった者に対し、報告徴取・質問・検査権限を行使できることとする<虚偽答弁等に罰則あり> [R5.4.1施行]。
- 国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類等の閲覧・提供等の協力を求めさせることができることとする<虚偽答弁等に罰則なし> [R5.4.1施行]。

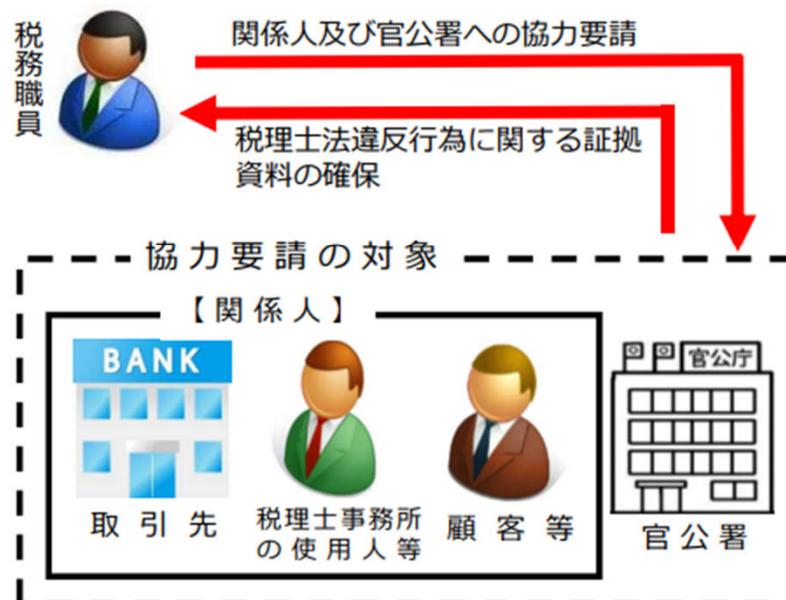
### 【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

#### 税理士法に基づく質問検査権の行使対象者の拡大



※ 「令和4年度税制改正の大綱」に記載されている、いわゆる二世税理士に対する調査の規定の整備は、令和4年度税制改正法には盛り込まれておらず、引き続き検討される見込み。

#### 関係人又は官公署に対する協力要請制度の創設



## 【補足説明】 (税理士調査に係る調査・協力要請規定の整備) 法55条 法56条

### 法55条 (監督上の措置) 第2項

改正前の税理士法55条 (監督上の措置) は、国税庁長官の監督権について規定したのですが、その対象者は、税理士又は税理士法人に限られており、過去に税理士であった者やそもそも税理士でない者に対しては国税庁長官の質問又は検査の権限は及ばないこととされていました。

今回の改正により、国税庁長官は、懲戒処分を受けるべきであったことについての決定のため必要があるときは、税理士であった者「元税理士」に対し、法55条第2項で報告徴取・質問・検査権限を行使できるようになりました。これに従わない場合には、罰則措置があります。

### 法第56条 (関係人等への協力要請)

今までは、根拠となる法令上の明文規定がないことから、協力を拒否する者もいました。そこで、国税庁長官は、税理士業務の適正な運営と確保するため必要があるときは、関係人 (取引先、税理士事務所の使用人等、顧客等) 又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類等の閲覧又は提供等の協力を求めさせることができるとされました。 [R5.4.1施行]

#### 税理士法 (監督上の措置)

第55条 国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士又は税理士法人から報告を徴し、又は当該職員をして税理士又は税理士法人に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

② 国税庁長官は、第48条第1項の規定による決定のため必要があるときは、税理士であつた者から報告を徴し、又は当該職員をして税理士であつた者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。 新設 [R5.4.1 施行]

③ 前2項の規定による報告の徴取、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### 税理士法 (関係人等への協力要請) 新設 [R5.4.1 施行]

第56条 国税庁長官は、この法律の規定に違反する行為又は事実があると思量するときその他税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めさせることができる。

#### 税理士法基本通達 (「税理士であつた者」の範囲) 新設 [R5.4.1 施行]

55-1 通知弁護士 (法第51条第1項の規定により税理士業務を行う弁護士をいう。) であつた者については、法第55条第2項の「税理士であつた者」とみなされないことに留意する。

# 10 元税理士に対する「懲戒処分相当であったことの決定」の創設

## 【見直し内容】

- ① 財務大臣は、税理士であった者につき在職期間中に税理士法違反行為・事実があると認めた場合には、懲戒処分（戒告・2年以内の業務停止・業務禁止）を受けるべきであったこと（懲戒処分相当）について決定をすることができることとする。財務大臣は、その決定をしたときは、遅滞なくその旨を官報公告する[R5.4.1施行]。
- ② ①により業務禁止処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、その決定を受けた日から3年を経過しないものは、税理士となる資格を有しないこととする[R5.4.1施行]。
- ③ ①により業務停止処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、その業務停止をすべきであった期間を経過しないものは、税理士の登録を受けることができないこととする[R5.4.1施行]。
- ④ 法47条（懲戒の手続等）の規定及び項目番号11（除斥期間）の内容は、①について準用する[R5.4.1施行]。

## 【税理士法等改正の効果等（イメージ）】



【効果②】  
懲戒処分を受けるべきであったことについての決定

受けるべき処分の種類	登録制限期間
税理士業務の禁止処分	決定を受けた日から3年間 ＜欠格事由に該当＞
税理士業務の停止処分	決定を受けた日から決定に係る停止期間まで ＜登録拒否事由に該当＞

元税理士に対する「懲戒処分を受けるべきであったことについての決定」は令和5年4月以後に行われた税理士法違反行為等から適用されますが、それまでに懲戒処分を逃れるために税理士登録を抹消した元税理士にあっても、懲戒処分を見据え国税当局でしっかりと管理・注視しています。

## 【補足説明】 (元税理士に対する「懲戒処分相当であったことの決定」の創設) 法48条 審議会令2④ 告示 [R5.4.1]

税理士法違反行為をした税理士に対しての懲戒処分は、現職のみが対象とされることから、税理士法違反行為をした税理士が、懲戒の手続きに付される前に税理士業務を廃止し、税理士登録の抹消を行うことで懲戒処分逃れが可能となっていました。そこで、財務大臣は、税理士であった者につき、在職期間中に税理士法違反行為・事実があると認めた場合には、懲戒処分（戒告、2年以内の税理士業務の停止、税理士業務の禁止）を受けるべきであったことについて決定することができることとされました。

### ・税理士業務の禁止処分（欠格条項）

税理士業務の禁止処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、決定を受けた日から3年を経過しないものは、税理士となる資格を有しないこととされました。 [R5.4.1]

### ・税理士業務の停止処分（登録拒否事由）

税理士業務の停止処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、その業務停止をすべきであった期間を経過しないものは、税理士の登録を受けることができないこととされました。 [R5.4.1]

#### 税理士法（懲戒処分を受けるべきであったことについての決定等）新設 [R5.4.1 施行]

第48条 財務大臣は、税理士であつた者につき税理士であつた期間内に第45条又は第46条に規定する行為又は事実があると認めるときは、当該税理士であつた者がこれらの規定による懲戒処分を受けるべきであったことについて決定をすることができる。この場合において、財務大臣は、当該税理士であつた者が受けるべきであった懲戒処分の種類（当該懲戒処分が第44条第2号に掲げる処分である場合には、懲戒処分の種類及び税理士業務の停止をすべき期間）を明らかにしなければならない。

② 第47条第1項から第3項までの規定は、税理士であつた者につき税理士であつた期間内に第45条又は第46条に規定する行為又は事実があると認めた場合について準用する。

③ 第47条第4項及び第5項並びに前2条の規定は、第1項の規定による決定について準用する。

#### 税理士法（欠格条項）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。

一～六 省略

七 第48条第1項の規定により第44条第3号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から3年を経過しないもの [R5.4.1 施行]

#### 税理士法（登録拒否事由）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士の登録を受けることができない。

一～五 省略

六 第48条第1項の規定により第44条第2号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの [R5.4.1 施行]

#### 税理士法（懲戒の手続等）

第47条 地方公共団体の長は、税理士について、地方税に関し前2条に規定する行為又は事実があると認めるときは、財務大臣に対し、当該税理士の氏名及び税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地並びにその行為又は事実を通知するものとする。

- ② 税理士会は、その会員について、前2条に規定する行為又は事実があると認めるときは、財務大臣に対し、当該会員の氏名及び税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地並びにその行為又は事実を通知しなければならない。
- ③ 何人も、税理士について、前2条に規定する行為又は事実があると認めるときは、財務大臣に対し、当該税理士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- ④ 財務大臣は、前2条の規定により税理士の懲戒処分をしようとするときは、国税審議会に諮り、その議決に基づいてしなければならない。当該懲戒処分に係る審査請求について、行政不服審査法第46条第1項の規定により裁決をしようとするときも、同様とする。
- ⑤ 財務大臣は、前2条の規定により税理士の懲戒処分をするときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該税理士に通知しなければならない。

#### 税理士法（脱税相談等をした場合の懲戒）

第45条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

- ② 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

#### 税理士法（一般の懲戒）

第46条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、44条に規定する懲戒処分をすることができる。

#### 行政不服審査法（処分についての審査請求の認容）

第46条 処分についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

#### 行政手続法（弁明の機会の付与の通知の方式）

第30条 行政庁は、弁明書の提出期限までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 弁明書の提出先及び提出期限

#### 憲法（法定手続の保障）

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

#### 憲法（租税の要件）

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

84条は租税法律主義について規定する。現代社会における租税法律主義の機能は、国民の経済生活に法的安定性と予測可能性を与えることにある。<sup>※9</sup>

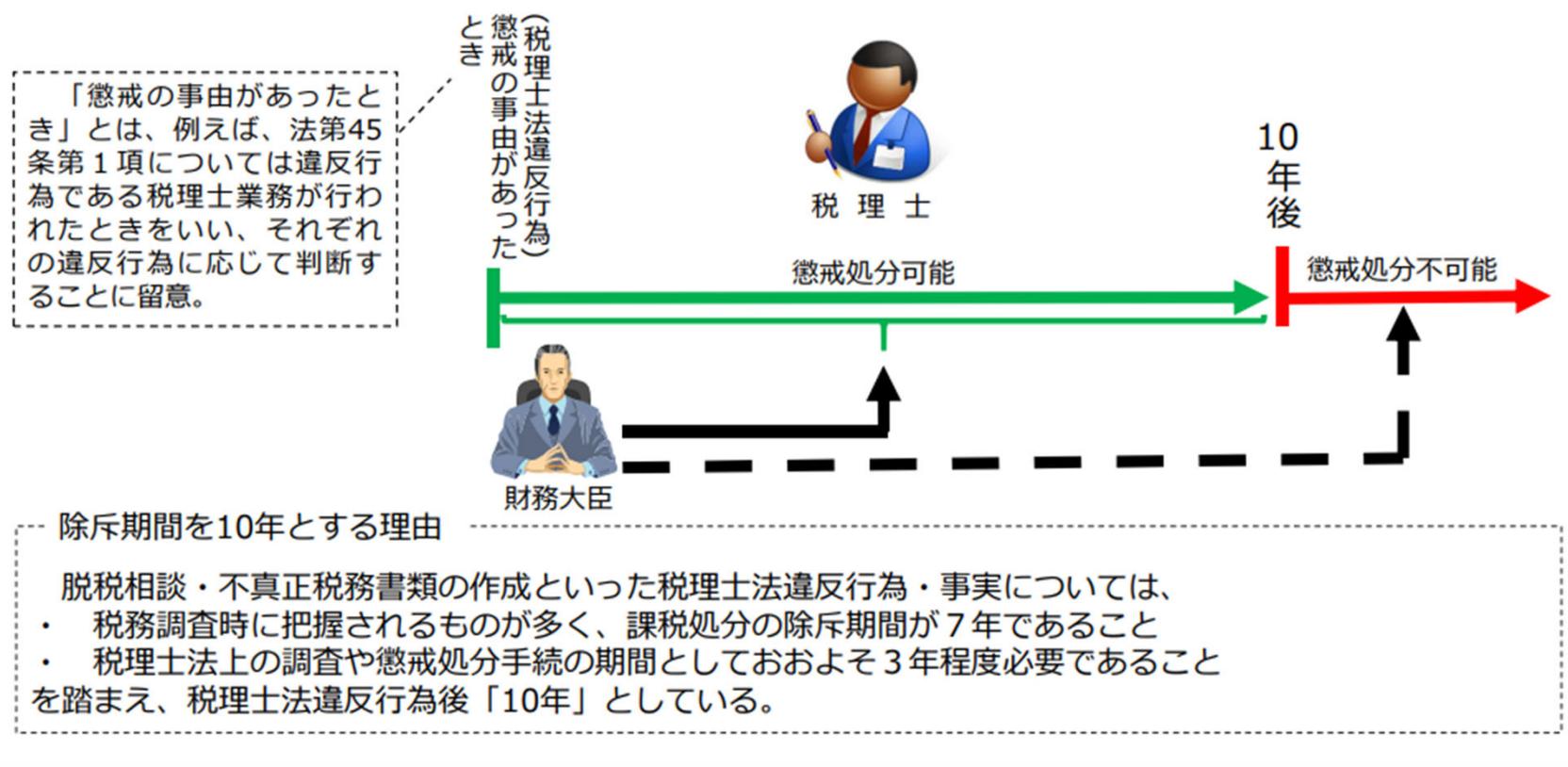
※9 租税法 第24版 金子宏著 p79を参照

# 11 税理士法懲戒処分等の除斥期間の創設(10年)

## 【見直し内容】

- 懲戒の事由があったときから10年を経過したときは、税理士（通知弁護士含む）・税理士法人に係る懲戒手続を開始できないこととする（除斥期間）[R5.4.1施行]。

## 【税理士法等改正の効果等（イメージ）】



## 【補足説明】（税理士法懲戒処分等の除斥期間の創設）法47の3

税理士に対する懲戒処分には、除斥期間に関する定めが置かれていく、懲戒処分という税理士にとって不利益処分となる法の適用関係において、国の行使しうる権利をいつまでも認めることは、法的安定性に欠ける状況が無期限に作ることであり、法律関係の画一的かつ速やかな執行という観点から問題がありました。

今回の改正で、税理士法47の3で「懲戒の事由があったときから10年を経過したときは、税理士（通知弁護士含む）・税理士法人に係る懲戒手続を開始できない」こととされました。（除斥期間）[R5.4.1施行]

また、除斥期間の始期である「懲戒事由があったとき」については、税理士法違反行為が終了した時点がいい、税理士法基本通達47の3-1で、単独の税理士法違反行為が行われた場合と複数の税理士法違反行為が行われた場合の2つに分けることとされました。

### 税理士法（除斥期間）新設 [R5.4.1 施行]

第47条の3 懲戒の事由があったときから10年を経過したときは、懲戒の手続を開始することができない。

### 税理士法基本通達（除斥期間の始期）新設 [R5.4.1 施行]

47の3-1 法第47条の3に規定する「懲戒の事由があったとき」とは、懲戒の事由に当たる税理士法違反行為が終了した時点がいい、具体的には次により懲戒処分の除斥期間の始期を判定するものとする。

#### (1) 単独の税理士法違反行為が行われた場合

税理士法違反行為の除斥期間は、違反行為が終了した時点から開始する。例えば、委嘱者から脱税相談を持ちかけられ、一定の期間が経過した後に、その相談に応じ回答した場合は、脱税相談を持ちかけられた時点ではなく、委嘱者に脱税相談の回答をしたときに違反行為の終了した時点となり、その時点から除斥期間が開始することになる。

また、税理士法違反行為による違法状態が継続する場合の除斥期間は、その違法状態が解消された時点から開始する。例えば、委嘱者から預かった納税資金を着服する信用失墜行為を行った場合には、着服後、その資金を返還するまで非行事実と評価すべき違法状態が継続しており、その資金を返還したことなどにより、違法状態が解消された時点から除斥期間が開始することとなる。

#### (2) 複数の税理士法違反行為が行われた場合

複数の税理士法違反が行われた場合の除斥期間は、原則として、それぞれの違反行為が終了した時点からそれぞれ開始する。例えば、不真正な税務書類の作成又は提出のほか、非税理士に対する名義貸しを行った場合には、不真正な税務書類の作成又は提出と非税理士に対する名義貸しのそれぞれの行為が終了した時点から除斥期間がそれぞれ開始することとなる。

ただし、複数の税理士違反行為のそれぞれが密接に関連して、一方が他方の手段となり、他方が一方の結果となる違反行為を行った場合の除斥期間は、最後に行われた違反行為が終了した時点から開始する。例えば、不真正な税務書類の作成又は提出を依頼され、その前提として脱税相談に応じた場合には、不真正な税務書類の作成又は提出の行為が終了した時点から除斥期間が開始することとなる。

## 12 税理士による申告書添付書面に関する様式の整備

### 【見直し内容】

- 法第33条の2に規定する記載書面（計算事項等書面、審査事項等書面）の様式について、簡明性向上等の観点から見直しを行う[R6.4.1施行]。

### 【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

- 法第33条の2に規定する書面について、次のとおり改正。

項目	改正部分	改正後	改正前（現状）
名称	第1項書面	申告書の作成に関する計算事項等記載書面	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
	第2項書面	申告書に関する審査事項等記載書面	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面
記載項目	第1項書面	1 提示を受けた帳簿書類に関する事項	1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項
		2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項	2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項
	第2項書面	5 総合所見	<新設>
		6 その他	5 その他
第2項書面	5 総合所見	<新設>	
	6 その他	5 その他	

- 法第33条の2に規定する書面について、資産税に対応する様式を新たに制定。

項目	制定部分	改正後	改正前（現状）
名称	第1項書面	申告書の作成に関する計算事項等記載書面（資）	—
	第2項書面	申告書に関する審査事項等記載書面（資）	—

※ 記載内容については資産税に応じたものとしている。

# ○ 「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の様式イメージ

※ 令和6年4月1日以降適用

税 申告書（ 年分・ 年 月 日 事業年度分・ ）に係る  
申告書の作成に関する計算事項等記載書面 (33の2(イ))

年 月 日 整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称					
	事務所の所在地	電話 ( ) -				
書面作成に 係る税理士	氏 名					
	事務所の所在地	電話 ( ) -				
	所属税理士会等	税理士会 文部 登録番号 第 号				
税務代理権限証書の提出	有 ( ) ・ 無					
依頼者	氏名又は名称					
	住所又は事務所の所在地	電話 ( ) -				
私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。						
1 提示を受けた帳簿書類に関する事項						
帳簿書類（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称	左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称					
2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項						
帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等					
※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			・		・	・

(1/4)

税 申告書（ 年分・ 年 月 日 相続開始分）に係る  
申告書の作成に関する計算事項等記載書面 (33の2(イ)(資))

年 月 日 整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称					
	事務所の所在地	電話 ( ) -				
書面作成に 係る税理士	氏 名					
	事務所の所在地	電話 ( ) -				
	所属税理士会等	税理士会 文部 登録番号 第 号				
税務代理権限証書の提出	有 ( ) ・ 無					
依頼者 (複数人の 場合は別紙 に記載する こと)	氏名又は名称					
	住所又は事務所の所在地	電話 ( ) -				
相続税の場合	被相続人の氏名					
	被相続人の住所					
私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。						
1 提示を受けた書類等に関する事項						
書類等（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称	左記の書類等以外の書類等					
2 自ら作成記入した書類等に関する事項						
書類等の名称	作成記入の基礎となった書類等					
※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			・		・	・

(1/4)

# ○ 「申告書に関する審査事項等記載書面」の様式イメージ

※ 令和6年4月1日以降適用

税 申告書（ 年分・ 年 月 日 事業年度分・ ）に係る  
 申告書に関する審査事項等記載書面 **3302(2)**

年 月 日 受 付 印

		※整理番号		
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称 事務所所在地 電話（ ） -			
書面作成に 係る税理士	氏 名 事務所所在地 電話（ ） -			
	所属税理士会等 税理士会 支部 登録番号 第 号			
税務代理権限証書の提出	有（ ） ・ 無			
依 頼 者	氏名又は名称 住所又は事務所 の 所 在 地 電話（ ） -			
	私（当法人）が審査の依頼を受けた申告書に関し審査した事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。			
1 相談を受けた事項				
事 項		相 談 の 要 旨		
2 審査に当たって提示を受けた帳簿書類				
帳 簿 書 類 の 名 称		確 認 し た 内 容		
※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績	事前通知等事績
			年月日 税理士名	通知年月日 予定年月日
			・ ・	・ ・

(1/4)

税 申告書（ 年分・ 年 月 日 相続開始分）に係る  
 申告書に関する審査事項等記載書面（資） **3302(2)(資)**

年 月 日 受 付 印

		※整理番号		
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称 事務所所在地 電話（ ） -			
書面作成に 係る税理士	氏 名 事務所所在地 電話（ ） -			
	所属税理士会等 税理士会 支部 登録番号 第 号			
税務代理権限証書の提出	有（ ） ・ 無			
依 頼 者 (複数人の 場合は別紙 に記載する こと)	氏名又は名称 住所又は事務所 の 所 在 地 電話（ ） -			
	被相続人の氏名 被相続人の住所			
相続税の場合	私（当法人）が審査の依頼を受けた申告書に関し審査した事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。			
1 相談を受けた事項				
事 項		相 談 の 要 旨		
2 審査に当たって提示を受けた書類等				
書 類 等 の 名 称		確 認 し た 内 容		
※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績	事前通知等事績
			年月日 税理士名	通知年月日 予定年月日
			・ ・	・ ・

(1/4)

## 【補足説明】（税理士による申告書添付書面に関する様式の整備）

税理士法33の2に規定する書面については、必ずしも使い勝手が良いものではありませんでした。

改正前では、申告書を作成した場合に添付するものを「税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面」、他人が作成した申告書を審査した場合に添付するものを「税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面」としていました。

しかし、この名称では書面の趣旨が分かりにくく、そこで「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」又は、「申告書に関する審査事項等記載書面」など書面の趣旨を端的に表すものに変更したものです。また、従来の様式は、相続税及び贈与税の申告に使いにくい様式になっているため、こうした税目にも対応できる複数の様式を新たに制定すべきとの意見があったため改正されました。〔R6.4.1施行〕※<sup>10</sup>

※10 令和4年税理士法改正徹底解説 p84を参照 日本税理士会連合会〔監修〕

## 13 税理士試験受験願書に添付する写真の撮影条件の撤廃等

### 【見直し内容】

- 税理士試験受験願書に添付する写真について、「上半身像」に限定している現行の撮影条件を撤廃する[R4.4.1施行]。
- サイズの指定（縦4.5cm×横3.5cm）は変更しない。
- ※ 登録申請書・税理士証票に添付する写真のサイズ・撮影時期について、政府全体の方針を踏まえつつ、日税連において見直しを行う予定。

### 【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

- 令和3年6月18日に閣議決定された規制改革実行計画において、令和4年度中に以下の措置をとることが求められている。
  - ・ 各種申請等で提出する写真について、サイズや撮影時期が多岐にわたり不便なことから、原則として、サイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合し、撮影時期が現状6か月未満のものは6か月以内に統一する
- 現状の税理士試験受験願書に添付することとされている写真の規格については、税理士法施行規則第二号様式の「注意事項 2」において「上半身像（4.5cm×3.5cm）のものとする」と規定されており、パスポート規格（45mm×35mmで顔中心の人物配置）とサイズが同じとなっていることから、「上半身像」の撮影条件を撤廃。

改正後	改正前
 <p>パスポート規格 (45mm×35mm) 「顔中心の人物配置」</p>	 <p>サイズ (4.5cm×3.5cm) 「上半身像」</p>

## 【補足説明】（税理士試験受験願書に添付する写真の撮影条件の撤廃等）

現状の税理士試験受験願書に添付することとされている写真の規格については、税理士法施行規則第二号様式の「注意事項2」において、「上半身像（縦4.5cm×横3.5cm）のものとする」と定められており、国際規格で指定されているパスポート（旅券）の規格（3.5cm×4.5cmで顔中心の人物配置）とサイズが同じとなっていることから「上半身像」という撮影条件を撤廃しました。 [R4.4.1] ※11

※11 令和4年税理士法改正徹底解説 p 87を参照 日本税理士会連合会 [監修]

### Memo

令和2年4月

税理士の業務とテレワーク（在宅勤務）～新型コロナウイルス感染防止対応版～

日本税理士会連合会  
業務対策部

新型コロナウイルスの感染拡大は社会のいたるところで深刻な影響をもたらし、外出自粛が要請される中、税理士事務所における業務のあり方についても通常の従事形態ではない方法を採らざるを得ない状況となっています。

業務対策部では、現行税理士法下の税理士の業務とテレワークについて検討を進めているところですが、今般の新型コロナウイルス感染拡大への対応の観点から、緊急に、テレワーク類型のうち在宅勤務に関するFAQを取りまとめましたので、参考としてください。

ただし、いずれの場合であっても、税理士法第38条（秘密を守る義務）及び同法第54条（税理士の使用人等の秘密を守る義務）にご注意願います。

開業税理士

Q1

開業税理士が、登録している事務所所在地とは別の自宅で税理士業務を行う場合、税理士法上の問題点・留意事項はありますか？

A1

開業税理士が自宅で税理士業務を行う態様としては、①自宅を登録事務所として業務を行う、②登録事務所は別途存在しているが自宅で税理士業務を行う、の2パターンが考えられます。

①の場合、登録手続が適正になされたうえで、自宅で税理士業務を行っていただければ問題ありません。

②の場合、税理士法第40条第1項では、税理士業務を行うための事務所を設けることを義務付けているものの、税理士業務について税理士事務所以外の場所で行うことまでは制限されていないと考えられます。したがって、自宅であっても税理士は税理士業務を行うことができます。

なお、税理士法第40条第3項では、2か所目の事務所の設置が禁止されていますが、臨時的に仕事を自宅に持ち帰り税理士業務を執行したり、自宅への来客に対し一時的に税務相談に応じる等の行為を行ったとしても、自宅が外部に対する表示の有無等の客観的事実により税理士事務所と判断される状態でなければ、2か所事務所の問題は生じないものと考えられます。

<参考：税理士法第18条、同法第40条第1項及び第3項>

#### 社員税理士

##### Q2

税理士法人の社員税理士が、自宅で税理士業務を行う場合、税理士法上の問題点・留意事項はありますか？

##### A2

税理士法人の社員税理士は、税理士業務を行うための事務所を設置することはできません。したがって、自宅を税理士法人の本店又は支店として登記している場合を除き、自宅で税理士業務を行うことは税理士法第40条第4項に抵触するものと考えられます。

ただし、社員税理士が臨時的に仕事を自宅に持ち帰り税理士業務を執行したり、自宅への来客に対し一時的に税務相談に応じる等の行為を行ったとしても、2か所事務所の問題は生じないものと考えられます。

<参考：税理士法第40条第4項>

#### 使用人等

##### Q3

税理士又は税理士法人の使用人等（所属税理士を除く。）が、その自宅で税理士業務の補助業務を行う場合、税理士法上の問題点や留意事項はありますか？

##### A3

通常、税理士でない使用人等の自宅が、税理士事務所になることはないと考えられます。

（注）税理士業務が行われる税理士事務所であるかどうかは、看板等の対外表示がある場合や、業務のための応接セット等の設備の状況等から判断されることとなりますが、そもそも税理士業務の補助業務を行う使用人等の自宅に、そのような設備等がある場合、その使用人等は実質的に税理士業務を行っていると考えられ、いわゆる非税理士行為を行っていると思なされると考えられます。

一方で、税理士による使用人等の監督は物理的に行えないため、いわゆる非税理士行為の温床になりやすい場面でもありますので、使用人等の自宅での業務の実施に当たっては、非税理士行為を防止する観点からの一定の制御ができていかどうか極めて重要になるものと考えられます。また、税理士業務の補助業務を行うにあたり、使用人等が顧問先の資料等を自宅に持ち帰ることがある場合、守秘義務を遵守できる保管場所等の確保が求められます。

具体的には、税理士・税理士法人の使用人等に対する監督義務（法第41条の2）の適正な履行であり、当該義務は使用人等の業務執行の場所を問うものではなく、使用人等が税理士事務所以外の場所で業務を行う場合でも税理士事務所における税理士又は税理士法人の監督下にあることが求められます。

したがって、これらの使用人等に対する監督が明確に行われていることを前提(\*)に、

使用人等が、税理士業務の補助業務を使用人等の自宅で行うことは可能であると考えられます。

なお、税理士又は税理士法人の使用人等が税理士業務を行うことは、場所や態様を問わず、税理士法第 52 条に抵触します。

\* 税理士又は税理士法人の使用人等に対する監督が明確である状態とは？

使用人等が税理士の監督下にあるか否かの判断については、当該監督義務が置かれた趣旨が、税理士事務所の使用人等の非違行為の防止の観点からのものであることを考慮すれば、自宅での業務に非税理士行為を防止するための一定の制限を加えることで、使用人等に対する税理士の監督が存する状態と捉えることは可能であると考えます。

具体的には、次のようなシステムが組み立てられていることで、使用人等に対する監督義務が果たされていると捉えることは可能であると考えます。

- イ 自宅での業務を開始する際の確認
  - ・ システムログイン、ログアウトの際の確認を税理士又は税理士法人が行うような機能を加えることなど。
  - ・ 使用人等の自宅での業務記録（ログ）を保存し、税理士又は税理士法人が確認できるような機能を加えることなど。
- ロ 自宅で行うことができる業務を制限
  - ・ 特に税務書類作成業務の補助業務について、税理士又は税理士法人の確認を経てからでないと申告事務に入れないような機能を加えることなど。
  - ・ 自宅における使用人等の非税理士行為を防ぐため、税務書類等の印刷、電子送信を自宅においてできない機能を加えることなど。
- ハ 新規顧客登録事務の制限
  - ・ 新規顧客の登録事務を制限すると、当該事務は税理士事務所で行えなくなり、非税理士行為等の防止に相当程度期待できる。

<参考：税理士法第 41 条の 2、同法第 48 条の 16、同法第 52 条>

所属税理士が行う直接受任業務

Q4

所属税理士が、自宅で直接受任業務を行う場合に、税理士法上の問題点・留意事項はありますか？

A4

所属税理士は、その勤務する税理士事務所又は税理士法人の所在地で税理士登録をしておき、他に事務所を設置することはできません。したがって、所属税理士の自宅が税理士事務所と同等の設備を有しており、税理士事務所と判断される場合は、法第 40 条第 4 項に抵触するものと考えられます。

ただし、税理士事務所と判断されない自宅において、臨時的に直接受任業務に関する仕事をもち帰り税理士業務を執行したり、来客に対し一時的に税務相談に応じる等の行為を行ったとしても、2 か所事務所の問題は生じないものと考えられます。

<参考：税理士法第 40 条第 4 項、税理士法施行規則第 1 条の 2、同規則第 18 条>

所属税理士が行う補助者としての業務

Q5

所属税理士が、自宅で補助者として税理士業務の補助業務や補助者としての税理士業務を行う場合に、税理士法上の問題点や留意事項はありますか？

A5

所属税理士が勤務する税理士事務所と同一の環境下、すなわち税理士又は税理士法人の監督下にあることが明確になされるのであれば、その自宅で税理士業務の補助業務や補助者としての税理士業務を行うことは可能であると考えられます。

なお、所属税理士は、税理士又は税理士法人からの承認があれば、直接受任業務を行うことができるとされていますので、所属税理士が行う補助業務と直接受任業務において、守秘義務の観点から、その業務を明確に分け、補助者としての税理士業務については当該税理士又は税理士法人の監督下になるよう注意が必要となります。

<参考：税理士法第38条、同法第41条の2、同法第48条の16、同法第54条>

## 参考文献

- ① 税理士制度の見直しについて 令和4年4月1日 日本税理士会連合会
- ② 令和4年 税理士法改正 徹底解説 日本税理士会連合会 [監修] 近畿税理士会制度部 [編著] 清文社
- ③ 令和4年度税理士制度の見直し内容等 国税庁
- ④ あるべき税理士制度の構築に向けて 平成30年10月 東京地方税理士会 制度部
- ⑤ 税理士法逐条解説7訂版 日本税理士会連合会
- ⑥ 新版 実践税理士法 日本税理士会連合会編 坂田純一著
- ⑦ 税理士の業務とテレワーク（在宅勤務）日本税理士会連合会 業務対策部 令和2年4月
- ⑧ 国税通則法等の改正 財務省
- ⑨ 租税法 第24版 金子 宏著 弘文堂
- ⑩ 憲法 第七版 芦部信喜 岩波書店
- ⑪ 租税判例百選 第7版 有斐閣